

令和9年4月から利用の 幼稚園・保育所等の 申し込みを受け付けます

あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により認定区分が決められ、その区分により利用施設が選べます（図1）。

幼稚園		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所		家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
認定こども園		保育所と幼稚園の機能や特性を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
小規模保育事業所		0～2歳児を対象とし、規模の特性を活かしたきめ細かな保育を行う施設

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合は、次のいずれかに該当する必要があります。

- 就労（保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合）
- 出産の前後
- 保護者の疾病・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動・起業準備
- 就学（職業訓練校での訓練などを含む）

（図1）

利用施設の選び方

